

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和2年4月22日

横浜市契約事務受任者
環境創造局長 小林 正幸

1 契約の概要

恩田東部特別緑地保全地区緊急応急措置工事

2 履行(納品)場所

青葉区恩田町

3 契約日

令和元年10月13日

4 履行日又は履行期間

令和元年10月13日から令和2年3月31日まで

5 契約金額

11,589,600円

6 契約の相手方(名称及び所在)

名称:株式会社倉本造園

所在:横浜市青葉区美しが丘4-17-10

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

令和元年10月12日深夜から13日朝にかけて接近した台風19号とその前後の風雨により恩田東部特別緑地保全地区と隣接地の間の土留めが破損、土砂流出の発生により緊急に安全措置を講じる必要があったため。

8 契約の相手方の選定理由

「横浜市内公園緑地等に係る災害時の応急処置等の協力に関する協定」に基づき、災害協力業者リストの中に記載があり、必要な資機材や人材等を確保でき迅速に対応できる「株式会社倉本造園」を選定しました。

9 所管課

環境創造局緑地保全推進課